

ハプスブルク家統治下のボヘミア

—ボヘミアの反乱とその背景—

市 川 綾 野

はじめに

ヨーロッパ全土を巻き込んだ大戦争として知られる三十年戦争（1618～48年）は、ボヘミアの反乱から始まった。しかし、三十年戦争の知名度に反して、その発端となったボヘミアの反乱やその背景はあまり知られていない。従来、ボヘミアの反乱に関しては、カトリックを守護するハプスブルク家の弾圧に対するプロテスタントの反乱という簡略化された説明がなされてきた。プロテスタントというと、通常はルター派やカルヴァン派を連想するが、17世紀のボヘミア王国内の非カトリック教徒は、実は彼らだけに止まらない。むしろ15世紀のフス派戦争（1419～36年）以来、ボヘミア王国の人口の大多数を占めてきたのは、ヤン・フスの教えと二種聖餐を奉じるフス派の人々であった⁽¹⁾。教皇庁や神聖ローマ皇帝にとって、ボヘミアは宗教改革の始まる一世紀前から異端の跋扈する地に他ならなかったのである。

国外から異端視される一方で、フス派はボヘミア王国内において確固たる地位を獲得していた。フス派戦争終結後、フス派は穏健多数派の聖杯派（Utraquist）と聖書の実践を志向する少数派の兄弟団（Unitas Fratrum）とに分裂し、双方が独自の発展を遂げていった。異端と

して弾圧された兄弟団に対して、聖杯派は「バーゼル協約」や「クトナー・ホラの協定」によって信仰の自由を獲得し、カトリックと並ぶ公認宗派としての地位を確立していた。ボヘミアは様々な危機に瀕しつつも、カトリックとフス派の共存が約200年間にわたって続いた特殊な国であった。さらに16世紀半ばには、既存のカトリック、聖杯派、兄弟団にルター派が加わり、王国内の状況はいっそう複雑化していた。ボヘミアの反乱には、こうした当時の王国の特殊性が強く反映されていたと考えられる。しかし、これまでの研究ではボヘミアの反乱において、それぞれの宗派がどのような役割を果たしていたのかが十分に明らかになっていない。したがって、プロテスタントという括りではなく、1618年の反乱に至る各宗派の動向を個別に把握し、ボヘミアの反乱の背景を改めて検証することが必要である。

さらに、16～17世紀のボヘミアにおける諸宗派の動向を検証する上で注目すべき問題として、新聖杯派をめぐる議論が挙げられる。ヤン・フスの教えを公然と支持したルターの登場は、当然ボヘミアに大きな反響を巻き起こした。通説では、旧来の二種聖餐主義（Utraquism）がルター主義と融合して、新聖杯派が誕生したとされている⁽²⁾。そして、多数派となった新聖杯

派こそが、ボヘミア反乱の主体と目されてきた。フス派戦争終結以降、停滞期にあったボヘミアの宗教運動はプロテスタントの改革の流入によって再活性化し、1618年の反乱へと至ったというわけである。この新聖杯派という概念を初めて提唱したのは、チェコの歴史家 F. フレイサ (Ferdinand Hrejsa) である。彼はカトリックとの現状維持を望む保守的な旧聖杯派から、さらなる改革を目指す新聖杯派が分離したとする見解を1912年に発表した⁽³⁾。その後、K. クロフタ (Kamil Krofta) を始めとするチェコの歴史家たちも彼に続き、この見解は現代に至るまで広く受け入れられている。

しかし近年になり、こうした古典的見解に対する異論も登場し始めた。Z. V. ダヴィット (Zdeněk V. David) は、新聖杯派はフス派革命とプロテスタントの宗教改革を結合させるために後世に発明された概念であるとして、新聖杯派の存在を明確に否定している⁽⁴⁾。また、ルター主義と二種聖餐主義の融合に関しては、D. R. ホールトン (David R. Holton) が祈祷書の比較から、16～17世紀における聖杯派の礼拝形式の連続性を明らかにし、両派の融合を否定している⁽⁵⁾。以上のように、新聖杯派をめぐる議論は真っ向から対立しているため、諸説を踏まえた上で、ルター主義の影響と聖杯派の動向を改めて検討する必要があるだろう。

また、聖杯派と並ぶフス派の一派である兄弟団も、16世紀には10万人近い信者を擁する一大勢力となっていた。近年では、その学芸の分野での活動に関心が寄せられているが、ボヘミアの反乱への関与については、本格的な研究はほとんどなされてこなかった。こうした研究傾向に関しては後述することとするが、実は兄弟団

の積極的関与を示す事例は少なくない。例えば、1609年から兄弟団の指導者となっていたヴァーツラフ・ブドヴェツは、1621年に反乱の首謀者の一人として、プラハの旧市街広場で処刑されている。そのブドヴェツが率いていた兄弟団が、反乱と無関係であったとは考え難い。したがって、兄弟団も反乱の構成要素の一つとして考慮されるべきである。

上述のように、細分化して見ると、ボヘミアの反乱には複数の非カトリック宗派が関与していた。各宗派の置かれていた状況はそれぞれ異なっており、旧教と新教の対立という説明だけでは不十分である。そこで本稿では、ボヘミアの非カトリック諸宗派がどのような動機や経緯によって反乱を起こすに至ったのかを個別に検証していく。具体的には、ハプスブルク家の統治時代 (1526～1618年) を中心に、ルター主義の影響と聖杯派の動向、兄弟団の発展、カトリック勢力の諸宗派への対応などの観点から、反乱の背景について多面的に考察していきたい。また、非カトリック諸宗派の相互関係に関しても、適宜触れていくこととする。

1. 16～17世紀初頭のボヘミア

まずは、ボヘミアの反乱勃発に至る16～17世紀初頭のボヘミア王国の状況を概観していきたい。16世紀以降、ボヘミア王国はハプスブルク家の統治下に置かれ、歴代の王はボヘミア王位に加えて、ハンガリー王位、神聖ローマ皇帝位を兼位していた。1526年、当時ボヘミアとハンガリーを治めていたヤゲヴォ家のルドヴィーク王がモハーチで戦死したため、2つの王冠を継承したのが故王の義兄であるオーストリア大公フェルディナントであった。皇帝カール5世の

実弟であるフェルディナントは1556年に皇帝位を継承し、1918年まで続くハプスブルク帝国の原型がここに誕生したのである。

手工業が発達し、農地や鉱物資源にも恵まれたボヘミア王国は、ハプスブルク家の主要な財源の一つとなっていた⁽⁶⁾。その一方で、カトリックの守護者であるハプスブルク家の皇帝たちにとって、ボヘミアは扱いにくい所領でもあった。ボヘミアは神聖ローマ皇帝と教皇を敵に回し、異端撲滅十字軍を5度にわたって撃退して、フス派の信仰を死守した国である⁽⁷⁾。以来、王国内のチェコ系住民のほとんどは、聖杯派か兄弟団かに属するフス派教徒によって占められていた。さらに、16世紀初頭にルターが登場すると、それまでカトリック信仰を固守していたドイツ系住民の多い地域でルター派への改宗が進んだ。その結果、16世紀末のボヘミア王国における非カトリック人口は85～90%にまで達し、カトリック勢力はますます劣勢に立たされていた⁽⁸⁾。しかしながら、皇帝たちはボヘミア住民に対し、安易にカトリック信仰を強制することはできなかった。空位期間や弱体な王権の時代が長かったボヘミアでは、諸身分による王国議会の権限が大幅に強化されていたからである⁽⁹⁾。オスマン帝国との抗争を抱え、戦費調達に苦心する皇帝に対して、ボヘミア諸身分は課税承認権を盾に最大限の特権を主張するのが常であった⁽¹⁰⁾。

即位後、中央集権化を強行したフェルディナント1世に対するボヘミア諸身分の反発は当然強烈なものであり、1547年にはついに反乱が勃発した。これは、皇帝カール5世と敵対していたシュマルカルデン同盟に呼応し、ボヘミアの諸都市と貴族が同盟を結び武装蜂起したもので

ある。しかし、結果的にこの反乱はボヘミア諸身分、とりわけ都市勢力に致命的な打撃をもたらした。反乱は呆気なく鎮圧され、プラハを始めたとする国王都市は特許状・所領の没収、重税、同職組合の禁止などにより、財政破綻に追い込まれたのである⁽¹¹⁾。同様に、王国議会も大きな代償を強いられた。ハプスブルク家の王位世襲権の承認である。これにより、「シチリアの金印勅書」(1212年)によって認められたボヘミアの国王選出権は失われることとなった。反乱鎮圧により国王の権威を顕示したフェルディナントは、カトリック教会の再建に着手した。まず、1556年にイエズス会をプラハに招致し、カトリックの布教活動を活発化させた。なかでも、イエズス会大学の活動はめざましく、プラハ大学と並ぶ高等教育機関へと発展を遂げた⁽¹²⁾。さらに、1561年には教皇の承認を得て、元ウィーン司教アントニーン・ブルスをプラハ大司教に据え、大司教座を復活させている⁽¹³⁾。カトリック振興のための布石を打った国王は、1564年のバーゼル協約の再承認によって、自身の宗教政策を完成させた。フェルディナントは破棄されたこの協約を教皇ピウス4世に再度承認させることで、聖杯派を名目上カトリックに戻し、穏便にボヘミアのカトリック化を図ろうとしたのである。

しかし、彼の計画は程無く頓挫した。3年後、ボヘミアの諸身分は次王マクシミリアン2世に対してバーゼル協約の破棄を要求し、1575年には新たに「ボヘミアの信仰告白 (Confessio Bohemica)」の承認を迫ったのである。この文書の内容は、兄弟団とルター派にも信仰の自由を認めるなど、非常に大胆なものであった。にもかかわらず、国王は苦渋の末、結局息子ルド

ルフのボヘミア王位継承への賛同と引き換えに、口頭でこれを承認した。巨額を投じたにもかかわらず、対外政策で成果のない国王に対し、その費用の多くを負担したボヘミア諸身分は強気であった⁽¹⁴⁾。フェルディナント1世が確立した王権の優位は持続せず、ボヘミア諸身分と王権間の権力バランスは再び流動化していたのである。こうした諸身分の巻返しは、ルドルフ2世の時代に頂点に達する。1608年、ルドルフはプロテスタント勢力と結んだ弟マティアスから退位を迫られ、危機的状況に陥った。この際、ルドルフ側に味方したボヘミア諸身分は、翌年その見返りとして「ボヘミアの信仰告白」を承認する勅書を獲得した。この「1609年の勅書」によって、ボヘミア王国では諸宗派の信仰の自由が正式に認められた。さらに、この信仰告白は非カトリック教徒を管轄する宗派監督や護教官に大幅な権限を認めており、諸身分はこうした規定も同様に承認されたものと考えた。後に反乱勢力が国王に要求したのはこの勅書の遵守であり、ルドルフは結果的にボヘミア反乱の鍵となる重大な決定を下したのである。また、ルドルフ2世による遷都もボヘミアに多大な恩恵をもたらした。1583年、ルドルフは周囲の混乱を余所に宮廷をウィーンからプラハへと移した。その結果、プラハは神聖ローマ帝国の宮廷所在地に返り咲き、人口4万人を超える国際的な政治・文化の中心地となった。高名な学者や建築家、芸術家が数多く集い、出版業が隆盛したプラハは、学芸の都として名声を博した。プラハは反乱に先立つルドルフ2世の時代に、カレル1世の治世以来の繁栄を迎えていたのである⁽¹⁵⁾。

しかし、1611年に弟のマティアスが王位を継ぐと、こうした状況に暗雲が漂い始める。国王

自身は即位時に「1609年の勅書」を承認し、穏健な宗教政策をとっていたが、プラハ大司教ヨハンネス・ロヘリウスの下、カトリック信仰の強制が始まったのである。さらに、嫡子のないマティアスが後継者に定めたのは、カトリック強硬派として知られる従弟のシュタイアマルク大公フェルディナントであった⁽¹⁶⁾。その上、大公が1617年にボヘミア国王に選出されると、マティアスは統治代理人を据えて、宮廷をウィーンに戻してしまった。しかも、この代理人たちは全員がカトリックであり、国王とボヘミア諸身分の関係は急速に悪化していった。そして、プラハ大司教による2つの聖杯派教会の閉鎖という事件によって、事態は一気に進展した⁽¹⁷⁾。これは、自由な教会の建設を認めた「1609年の勅書」に反する行為であった。勅書の遵守を求める護教官の訴えを皇帝マティアスが退けると、いきり立ったボヘミアの非カトリック諸身分はプラハで秘密会議を開き、実力行使に踏み切った。1618年5月、彼らはプラハ城に押し入り、統治代理人2名と書記官1名を窓から投げ落としたのである。この窓外投擲事件をきっかけに、ボヘミアの反乱は幕を開けた。結果的に、反乱は「白山（Bílá hora）の戦い」での大敗によって、わずか3年余りで幕を閉じ、この一戦がボヘミアの運命を大きく変えることとなった。200年近く続いたフス派の伝統は一掃され、ハプスブルク家の絶対的な支配が確立されたのである。そのため、チェコ史においてボヘミアの反乱は、時代の大きな転換点として位置づけられており、白山の戦い以降を指す「暗黒時代（Temno）」という言葉があるほどである⁽¹⁸⁾。しかし逆に、反乱に先立つ時代のハプスブルク家の統治は、必ずしも強圧的なものではなかつ

た。同家の歴代君主たちの宗教政策は、概ね自身の理念よりも実情を優先させた妥協的なものであり、そこにはボヘミアの非カトリック諸宗派が国王との駆け引きを通じて、信仰の自由を獲得する余地が存在していた。

2. ルター主義の波及と聖杯派の動向

つぎに、チェコ系住民の大半が属していた聖杯派の17世紀に至るまでの変遷と、彼らがどのようにボヘミアの反乱に関わっていったのかを見ていきたい。フス派の中で最も穏健な一派であった聖杯派は、フス派戦争の最終的な勝利者となり、講和条約である「バーゼル協約」（1436年）によって信仰の自由を獲得した。聖杯派を公認したこの協約は、1462年に教皇ピウス2世によって破棄されたが、聖杯派の地位は揺るがなかった。協約はボヘミア王国の領邦台帳に記載され、教皇の決定にかかわらず、有効とされていたからである。歴代のボヘミア王は即位時に協約を承認することが義務付けられており、ハプスブルク家の君主たちも例外ではなかった。同家のボヘミア統治が始まった16世紀には、聖杯派はすでに独自の教会組織を備え、公認宗派として安定期を迎えていたのである。

聖杯派教会とその信徒を管轄していたのは、ティーン教会を拠点とした下部宗務局（Dolní Konzistoř）であった。下部宗務局は、諸身分によって選出された聖職者8人と俗人信徒4人で構成され、宗派の指導者である宗派監督と共に聖杯派を統轄していた⁽¹⁹⁾。宗派監督はカトリックの司教に相当する役職であり、プラハ大学の学長や教授から選ばれるのが慣例であった。プラハ大学は伝統的に聖杯派と密接な関係にあり、同派のもう一つの中核として機能していたので

ある。また、聖杯派の代表者会議の招集権は3人の俗人貴族に委ねられており、下部宗務局では俗人信徒、特に貴族が組織の実権を掌握していた。このように聖杯派教会はカトリック教会とは異なる組織形態をとっていたが、叙階に関しては、使徒継承性を保持し続けていた。すなわち、聖杯派の司祭はカトリックの司教から叙階を受けていたのである⁽²⁰⁾。十二使徒につらなる教会を自負する聖杯派にとって、カトリックの叙階を受けた司祭の確保は至上課題であった。しかしながら、フス派が異端とされている以上、それは容易なことではなかった。このため、聖杯派の神学生の多くが叙階を求めてイタリアなどに留学した。そして、その副産物として、彼らはボヘミアに人文主義の知識をもたらしたのである。しかし、こうした努力にもかかわらず、叙階を受けた司祭の数は十分ではなく、聖杯派教会は慢性的な司祭不足に悩まされていた⁽²¹⁾。そのため、後にフェルディナント1世が行ったプラハ大司教座の再設は、聖杯派側からも歓迎された。新任の大司教ブルスは、聖杯派の聖職者の叙階も執り行ったのである。使徒継承性を保持する点で、聖杯派はカトリック教会からの完全な独立には至っておらず、教団内で独自の聖職叙任を行う兄弟団や、万人祭司を唱えるルター派とは異なっている。

16世紀初頭、神聖ローマ帝国内で反響を呼んだルターの宗教改革思想は、程無くボヘミア王国にも伝播した。そのきっかけとなったのは、1519年のライプツィヒ論争であった。ここで神学者ヨハン・エックと対決したルターは、フスの教説への支持を表明したのである。この知らせはすぐにボヘミアに届けられ、フス派諸身分に大きな衝撃を与えた。ボヘミアで一世紀近く

孤立していたフス派にとって、公然とフスを弁護したルターの登場は大変な励みとなったに違いない。ティーン教会やプラハ大学は、こぞってルターに激励の手紙やフスの著作を送っている。こうして聖杯派とルターの交流が盛んになる一方で、兄弟団はルターに対して一定の距離を置いていた。当初ルターが兄弟団を異端視していたことや、義認をめぐる神学的な衝突などから、兄弟団はルター派よりもカルヴァン派との連携を強化していたのである⁽²²⁾。

先述したように、聖杯派とルター派の関係については、両派が融合して誕生したとされる新聖杯派の存在をめぐる議論が続いている。チェコ史やドイツ史においては、教説の似通ったルター主義に聖杯派が接近し、融合したとされてきた。しかし、16～17世紀の史料上において、新・旧聖杯派の区分はない。それどころか、ボヘミア王国では聖餐方式の違いによって宗派を分類してきたため、公文書では聖杯派も、ルター派、兄弟団もすべて二種聖餐主義者 (podoboží) と記されていた⁽²³⁾。確かに、聖杯派とルター派には、二種聖餐、聖書主義、贖宥状への批判など共通点が多く、ルター自身もフスの教説を認めている。しかし、両派の教義には妥協し難い相違も存在した。カトリックの位階制や教会法、化体説や七つの秘蹟などをそのまま受容している聖杯派に対して、ルター派は洗礼と聖餐の秘蹟を除いて、それらすべてを否定している⁽²⁴⁾。また、聖杯派が認める幼児への聖体拝領や聖人による代祷なども、ルター派では禁じられている。ルター派が聖人崇拜を偶像崇拜と断じているのに対し、聖杯派にとってフスの崇拜は二種聖餐と並ぶ信仰の支柱であった。さらに、ルター派の教義の根幹が信仰義認であったのに対し、

聖杯派は兄弟団と同様に行為義認を旨とし、善行を奨励していた。このように聖杯派とルター派の教義には大きな相違があったにもかかわらず、両派の教義を神学的・典礼的に統合させたはずの新聖杯派の神学者や神学書は見つかっていない。さらに、15～16世紀末までの聖杯派の祈祷書を比較した D. R. ホールトンの研究は、17世紀に至るまで聖杯派の典礼形式に変化が見られないことを明らかにしている。教会制度に関しても、著作を通じて聖杯派にカトリックの聖職とのつながりを断ち、教会の独立に踏み切るよう呼びかけたルターに対し、聖杯派は従来通り使徒継承性を維持していた。両派の相違点は双方の教義の根幹に直結しており、歩み寄りが困難であったことは明らかである。したがって、聖杯派とルター派の教義を融合して新聖杯派が登場した、或いは聖杯派の大半がルター派化したという古典的見解は行き過ぎであり、少なくとも両派の神学的結合はなかったと考えられる。両派の関係は融合ではなく、提携であったと見るべきであろう。

しかし、ルターの宗教改革運動が、聖杯派に新たな指針をもたらしたことは間違いない。ルター主義の波及後、聖杯派はカトリックとの二宗派共存体制を維持するという従来の方針を大きく転換させた。聖杯派の切札であった「バーゼル協約」を自ら撤廃し、信仰の自由を拡大する「ボヘミアの信仰告白」の承認を目指したのである。この信仰告白は「アウクスブルクの信仰告白」に倣って、聖杯派、兄弟団、ルター派が共同で作成したもので、全25箇条からなっている。三宗派の協調は容易ではなく、信仰告白はそれぞれの打算の結晶であった。長年迫害を受けてきた兄弟団は、宗派の公認を悲願として

いた⁽²⁵⁾。また、ボヘミアのルター派も帝国内と同様の法的保障を求めていた。ボヘミア王国は、ルター派を容認した「アウクスブルクの和議」（1555年）の適用範囲外であったためである。しかし、すでに公認宗派としての地位を確立していた聖杯派の目的はどこにあったのだろうか。

その主な要因として、当時の聖杯派貴族が置かれていた矛盾した状況が挙げられる。聖杯派が公認されていたにもかかわらず、聖杯派貴族は事実上王国の官職から締め出されていたのである。上級貴族にはカトリック信者が多く、王国の要職は少数のカトリック貴族によって独占されていた。そこで、聖杯派貴族が活路としたのが、新たな信仰告白であった。「ボヘミアの信仰告白」は聖杯派貴族にとって、新たな権力獲得の手段でもあったのである。信仰告白では、15人の護教官に議会招集権、徴税権、軍隊の召集権などが委譲されており、非カトリック貴族には大幅な権限が約束されていた⁽²⁶⁾。また、宗派監督は聖職叙任権を有し、教会と学校を自由に創設できることが定められている⁽²⁷⁾。彼らにとって、信仰告白を承認した「1609年の勅書」の施行は、信仰の自由以上の意味合いを持っていたのである。ボヘミアの反乱が貴族を主体としていたのはこのためであり、こうした傾向は反乱勢力が樹立したボヘミア連合の体制にも顕著に表れている。ボヘミア連合は、ボヘミア・シュレジア・上下ラウジッツ・モラヴィアの5つの領邦からなる連邦国家であり、官職は非カトリック諸宗派によって独占され、各領邦では諸身分の議会が最高の権限を有していた⁽²⁸⁾。このようなボヘミア連合の体制は、17世紀始めに事実上スペイン・ハプスブルク家から独立を果たしていたネーデルラント連邦共和国をモデル

としていたと考えられる。ボヘミアの反乱は、信仰の自由だけでなく、新たな国の体制を求める運動でもあったのである。

3. 兄弟団の発展

前述の通り、三十年戦争の発端に関する従来の研究において、兄弟団の動向は十分に検討されてきたとは言い難い。これには、兄弟団に対する固定的なイメージが少なからず影響している。すなわち、厳格な聖書主義と非暴力主義を掲げ、農村で祈りと労働に勤しむ素朴な信仰団体というような理解である。このような兄弟団像と、貴族を主体としたボヘミアの反乱とは結びつかず、結果的に反乱に至る兄弟団の動向は余り重要視されてこなかった。しかし、こうしたイメージは確かに初期の兄弟団に対しては妥当するが、17世紀の兄弟団の実態には当てはまらない。なぜなら、兄弟団は15世紀後半の内部分裂を経て、16世紀初頭にはすでに設立当初の教団から大きく変貌を遂げていたからである。よって、ここでは兄弟団の発展と反乱への関わりについて検証していきたい。

兄弟団の起源は、フス派戦争初期の1420年頃にまで遡る。十字軍の脅威が迫るなかで「殺すなかれ」という聖書の言葉の遵守を人々に説いた創始者ペトル・ヘルチツキーは、徹底抗戦を唱えるターボル派（フス派の急進的一派）と決別し、少数の支持者と共に農村で独自の信仰を追及した。その後、1457年頃にはボヘミア東部のクンヴァルトという農村に共同体が形成され、ヘルチツキーの跡を継いだジェホシュによって教義の確立が進められた。後の16世紀の関係からは想像し難いが、草創期の兄弟団は聖杯派と強い結びつきを持っていた。聖杯派の指導者で

あったプラハ大司教ロキツァナ自身が兄弟団の創設者の一人であり、ジェホシュはその甥であった⁽²⁹⁾。この時期の兄弟団は、聖書の逐語的な実践を目指す原理主義的なグループであり、あらゆる人間を平等とする聖書の精神に基づき、教会や身分制、世俗の権威をも否定していた。こうした兄弟団の思想は君主たちから危険視され、兄弟団は長年にわたって迫害に苦しむこととなった。聖杯派貴族からボヘミア国王となり、「異端王」と呼ばれたイジー王も1461年頃から兄弟団への迫害を本格化させた。迫害を逃れるため信徒の一部はモラヴィアに移住し、兄弟団はその後モラヴィアでも一大勢力へと発展する。またその結果、1467年に兄弟団は独自の教団組織を設立し、聖杯派教会から完全に独立した。彼らは、籤引きで3人の聖職者を決定し、その内の一人のマチェイを教団の指導者とした。そして、信徒の中から選出された20人の長老が信徒団の運営を司り、必要に応じて各地の信徒団の代表を集めた総会が開催された⁽³⁰⁾。

迫害の激化とともに兄弟団の信徒は各地に離散し、領主の保護下での信徒団の形成が増加した。これはフス派戦争後の労働力不足に苦しむ領主と、保護を求める兄弟団との利害が一致した結果であり、領主は聖杯派に限らずカトリックである場合もあった⁽³¹⁾。労働意欲が高く、争いごとを起こさない兄弟団の信徒は、領主にとっても望ましい労働力であった。こうして領主の保護を求めて、農村から都市部へと徐々に進出していった兄弟団は、そこで深刻な問題に直面した。都市生活において、彼らの厳格な戒律を守ることは非常に困難だったのである。領主たちは彼らに対しても他の領民と同様に、行政や裁判への参加、宣誓、軍事奉仕などを求めた。

しかし、兄弟団においてこれらの行為はすべて戒律違反であった。兄弟団の戒律では、世俗権力の行使にあたる公共の職務、商業や酒場の経営など罪を犯すおそれのある職業は一切禁じられている⁽³²⁾。また、兄弟団は「山上の垂訓」を絶対視しており、その「誓うなかれ」という文言を忠実に守っていた。暴力の行使に関しても同様で、自衛・侵略、対異教徒・対キリスト教徒を問わずあらゆる戦闘行為への参加、死刑や拷問に間接的に関与するおそれのある裁判への参加も禁止されていた。

兄弟団の信条に配慮を示す領主は稀であり、都市部の信徒団の多くが戒律と領主からの要求の板ばさみとなった⁽³³⁾。しかし、マチェイを始めとする教団指導部は、依然として農村を拠点としていたため、こうした問題に理解を示さなかった。その結果、兄弟団の内部では、社会状況に応じた戒律の緩和を求める改革派と、旧来の戒律を固守する指導部との間に対立が生じていた。そして、リトミシュルの相続問題を契機に、教団は完全に分裂することとなった。当時、東ボヘミアのリトミシュルでは、領主ヤン・コストカの保護の下、大規模な信徒団が形成されていた。コストカの息子ボフシュが兄弟団に入信するなど、両者の関係は非常に良好であったが、そのボフシュがリトミシュル領主の地位を継いだ際に問題が発生した。兄弟団の戒律では、貴族が入信する際には地位・財産の放棄が条件とされており、新領主にもそれが求められたのである。しかし、この戒律に従えばリトミシュルの信徒団は、同胞となった領主という理想的な後ろ盾を失うことになる。彼らは入信条件の緩和を要求し、指導部の決定に断固として抵抗した。兄弟団の分裂は1494～1500年頃まで続い

たが、最終的に主流派となったのは戒律の緩和を目指す改革派であった⁽³⁴⁾。改革派のリーダーであったルカーシュは教団の指導者に就任し、大改革を断行した。貴族の入信条件は撤廃され、商業を始めとする多くの職業が解禁された。その結果、兄弟団は貴族層や富裕市民層にも急速に普及していった。宣誓行為も肯定され、行政や裁判への参加だけでなく、防衛戦争への参加も事実上承認された⁽³⁵⁾。

ルカーシュの改革の結果、兄弟団の活動の中心は農村から都市部へと完全に移行し、貴族や都市民が教団の中核となった。政治的影響力を獲得した兄弟団は、「ボヘミアの信仰告白」の作成に参加し、宗派の公認を目指す運動を開始した。信仰告白は1575年にマクシミリアン2世によって口頭で承認されたものの、兄弟団とルター派の置かれていた状況に進展はなかった。国王の約束は紳士協定に過ぎず、マクシミリアンや次王ルドルフ2世は法令によって、依然として両者に厳しい制約を課していたからである。同胞団の集会は禁じられ、ルター派の礼拝は貴族の個人的な礼拝堂に限定されていた。プラハ都市政府の議員職から兄弟団とルター派は追放され、聖杯派教会でのドイツ語での説教も禁止されている⁽³⁶⁾。国王はカトリックと聖杯派のみを公認し、兄弟団とルター派を排斥する従来の方針を全く改めていなかったのである。このため、兄弟団やルター派は信仰告白の正式な承認と内容の実施を求めて、運動を本格化させていった。

また、ルカーシュの改革は文芸面でも大きな成果を挙げている。世俗の教育を軽視する従来の兄弟団の方針を改め、ルカーシュは信徒への教育の充実を図った。教育に特化していった兄

弟団は、チェコ語文法を確立した「クラリツェの聖書」の出版など、ボヘミアの文芸活動の担い手へと躍進した⁽³⁷⁾。こうした文芸活動を支える印刷所も整備され、16世紀前半のボヘミアにおける出版物の約3分の1は、兄弟団の印刷所で発行されていた⁽³⁸⁾。信徒の留学も盛んで、バーゼルやジュネーヴなどのプロテスタント系大学の名簿には、ボヘミア・モラヴィアからの留学生の記録が大量に残されている。こうして兄弟団はヨーロッパ各地のプロテスタントや知識人層との間に、広範なネットワークを築き上げた。そして、彼らとの交流は兄弟団に新たな展開をもたらした。兄弟団と同様に、信徒の日常生活に厳しい規律を課すカルヴァン派との連携である。ボヘミア国内で孤立し、迫害を受けてきた兄弟団は、設立当初から自分たちと似た信条をもつ宗教グループを見つけ、彼らと連帯することを模索してきた。ワルド派との連携は教義の不一致により決裂に終わり、インドやエジプト、聖地にまで及ぶ使節の派遣も実を結ぶことはなかった⁽³⁹⁾。しかし、皮肉なことに教団の拡大路線が軌道に乗った16世紀後半に至って、兄弟団はカルヴァン派を見出したのである。両派の交流は、当時プロテスタント系大学で議論されていた、不適当な君主に対する抵抗権や武力による信仰の自由の防衛といった思想をボヘミアにもたらし、反乱の土壌を形成した。1609年に兄弟団の指導者となったヴァーツラフ・ブドヴェツは、まさにこうした兄弟団の新しい潮流を代表する人物であった。ヨーロッパ各地に留学し、幅広い人脈をもつ貴族出身のブドヴェツは、反乱運動の中心人物の一人となった。ボヘミア連合の国王に「新教同盟」の総帥であったプファルツ選帝侯フリードリヒを迎えたのも、ブドヴェ

ツの主導によるものであった⁽⁴⁰⁾。兄弟団はボヘミアの反乱において、反乱運動を裏打ちする思想の導入や、ヨーロッパ各国のプロテスタントとの連携などの面でも重要な役割を果たしていたのである。

4. カトリック勢力の動向

最後に、非カトリックが大勢を占めたボヘミア王国におけるカトリック勢力の動向を見ていきたい。聖杯派を始めとするボヘミアの非カトリック諸宗派に対して、ハプスブルク家、カトリック貴族、教皇庁などのカトリック勢力はどのような対応をとっていたのだろうか。ボヘミアのカトリック教会は、フス派戦争によって致命的な打撃を被った。信者数は激減し、教会や修道院の財産は没収され、聖職者は身分制議会から追放された。プラハ大司教座は100年近く空位となり、大司教を頂点とするカトリックの教会組織は事実上崩壊していた。そのため、プラハ城の聖ヴィート大聖堂に置かれた上部宗務局（Horní Konzistoř）が暫定的にカトリック信者を管轄し、司祭の叙階やボヘミア国王の戴冠式などは、モラヴィアのオロモウツ司教によって代行されていた⁽⁴¹⁾。そして、実質的に王国内のカトリック信仰を支えていたのは、世俗貴族の保護であった。フス派戦争を経ても、ロジュンベルク家、ペルンシュテイン家、ロブコヴィツ家といったボヘミアの名門貴族の多くは、カトリック信仰を堅持していたのである。彼らは王国の要職を独占しており、国王と連携して公職から非カトリック貴族を排斥していた⁽⁴²⁾。したがって、ボヘミアのカトリック信者は人口の割余りと数の上では極めて劣勢であったが、政治権力では多数派の聖杯派を圧倒していたと

いえる。聖杯派とカトリックの二宗派共存体制は、こうした危うい均衡の上に成り立っていたのである。

その一方で、ボヘミアのカトリック貴族は聖杯派の信仰に関しては寛容であった。両派の相互寛容の精神は、ヤゲヴォ朝時代の1484年に成立した「クトナー・ホラの協定」によって、法的に裏付けられていた。この協定は、農奴を含むボヘミア王国の全住民に一種か二種かの聖体拝領の選択権を保障し、領主や都市当局による信仰の強制を明確に禁じた非常に先進的な宗教寛容令であった⁽⁴³⁾。そのため、両派の間では、互いの宗派に対する直接的な批判を行わないことが不文律となっていた。教皇庁もさしあたって、聖杯派の存在を黙認していた。また、フェルディナント1世以来、国王の宗教政策も二宗派共存体制の維持を基本方針としていた。こうして二宗派共存体制が成立していたボヘミア王国では、フスを異端とするはずのカトリックの司祭や神学者が、聖杯派の正統性を主張するというちぐはぐな現象まで見受けられる。カトリックの司祭プロシュは、著作において二種聖餐を肯定し、イエズス会士のシュトゥルムは兄弟団と比較して、聖杯派の教義の正当性を強調している⁽⁴⁴⁾。聖杯派は、使徒継承性の保持、化体説の信仰といった点から、兄弟団やルター派、その他の異端から区別され、より罪悪の程度の軽い一派と見なされていたのである。聖杯派が二種聖餐を救済の必須条件として強調するのでない限り、カトリック勢力は聖餐方式の違いをそれほど問題視していなかった。こうした両派の相互寛容の風潮は16世紀末まで続いた。

聖杯派とは対照的であったのが、兄弟団へのカトリック勢力の対応である。イジー王、ヤゲ

ヴォ家のヴワディスワフ2世、フェルディナント1世、ルドルフ2世など歴代の国王の多くが兄弟団を弾圧した。兄弟団に対しては、投獄や火刑など強圧的な手段が用いられることも珍しくはなく、悪名高い『魔女に与える鉄槌』の著者であるドミニコ派の異端審問官ハインリヒ・クラマーまでもがプラハに派遣されている⁽⁴⁵⁾。カトリック側が最も問題視したのは、兄弟団が化体説を否定している点であった⁽⁴⁶⁾。この点に関してはルター派も同様であったが、プロテスタント諸侯の反発を憂慮した国王は、ルター派信徒に対してあからさまな弾圧を行うことはなかった。このように聖杯派、兄弟団、ルター派に対するカトリック勢力の対応は大きく異なっており、こうした格差が非カトリック諸宗派の連携を難しくしていたと考えられる。

しかし、16世紀末になると聖杯派とカトリックの相互寛容の時代は終焉を迎えた。トリエント公会議（1545～63年）によって、カトリック教会は正統教義を再確認し、プロテスタントの教義を退け、対抗宗教改革を本格化させた。これに伴って、聖杯派に対する教皇庁の態度も硬化した。1580年の教皇グレゴリウス13世の勅書では、フス派は他の異端と同列に置かれ、非難されている⁽⁴⁷⁾。聖杯派に対する例外措置は撤廃され、他の異端、プロテスタントと同様に、聖杯派もカトリックの攻勢に晒されることとなったのである。加えて、16世紀末のボヘミアは、以前のような教皇庁から隔絶した独自裁量の通用する国ではなくなっていた。フェルディナント1世の教会再建政策によりプラハ大司教座が復活し、ボヘミアのカトリック教会は教皇庁に連なる組織に復帰していた。また、ルドルフ2世の遷都によってプラハにも教皇特使が常駐す

るようになり、彼らはイエズス会とともに教皇庁の意向の徹底を図った。その結果、ボヘミア王国内においても、これまでタブーとされてきた聖杯派への直接的な非難が公然と行われるようになり、聖杯派とカトリックの対立は先鋭化した。両派の相互不干渉を前提とした二宗派共存体制は瓦解し、聖杯派は同様の脅威に晒されている兄弟団、ルター派との結びつきを強めていった。聖杯派に対するカトリック勢力の攻勢は、結果としてボヘミアの反乱の主体となった三宗派の提携を促したといえる。

おわりに

1618年のボヘミアの反乱は、聖杯派、兄弟団、ルター派が関与した複合的な運動であった。運動の主体を見ても明らかのように、この反乱には当時のボヘミア王国の特殊な状況が強く反映されている。15世紀のフス派戦争以来、ボヘミア王国は聖杯派とカトリックの二宗派共存体制を長らく維持してきた。こうした変則的な状況に加え、16世紀後半になると、急速に勢力を拡大した兄弟団と、新たに王国内に流入してドイツ系住民の間に浸透したルター派が、同等の信仰の自由を要求したことで、事態は一層複雑化していたのである。

ハプスブルク家の君主たちにとって、重要な財源である一方で、住民の9割近くを非カトリックが占めるボヘミア王国の統治は、慎重を要する課題であった。そのため、歴代の国王は、現行の二宗派共存体制を認める宥和政策をとっていた。多数派の聖杯派を取り込み、決定的な宗派衝突を回避することを基本方針としていたのである。このような妥協的宗教政策を背景に、ボヘミアの非カトリック諸身分は国王の窮状に

乗じて、カトリック、聖杯派、兄弟団、ルター派の信仰の自由を保障する「ボヘミアの信仰告白」を成立させ、その承認をも獲得していた。空位期間や弱体な王権が続いたボヘミア王国では、上級貴族（領主）、下級貴族（騎士）、都市代表からなる身分制議会が、このように大きな影響力を有していたのである。この信仰告白は、公職から排斥されていた聖杯派を始めとする非カトリック貴族にとっては、信仰の自由のみでなく、権力を獲得するための手段でもあった。一方で、非カトリック諸宗派と同様に、カトリック勢力も一枚岩ではなかった。トリエント公会議の決定に基づき、16世紀末に対抗宗教改革を本格化させた教皇庁は、聖杯派に対する従来の例外的な処遇を撤回し、異端として攻勢を強めた。その結果、カトリックとの共存体制の先行きに危機感を抱いた聖杯派は、新たに兄弟団、ルター派との結束を強化していった。対抗宗教改革を本格化させたカトリック勢力の脅威は、結果的に非カトリック諸宗派の共同戦線を成立させる原動力となったのである。

（註）

- (1) パンのみで行われるカトリックの一種聖餐に対し、フス派は俗人信徒にもパンと葡萄酒の両形式による聖餐（二種聖餐）を施した。フス派に関しては、Josef Macek, *The Hussite Movement in Bohemia* (Prague, 1958)。
- (2) ボヘミアにおけるルターの影響と新聖杯派の登場に関しては、F. G. Heymann, *The Impact of Martin Luther upon Bohemia*. In: *Central European History* (Vol.1/ No.2, 1968)。
- (3) Z. V. David, *The Integrity of the Utraquist Church and the Problem of Neo-Utraquism*. In: *The Bohemian Reformation and Religious Practice* (Vol.5/Part.2, 2005), p.330。
- (4) Z. V. David, *Finding the middle way: the Utraquists' liberal challenge to Rome and Luther* (Washington, D. C., 2003)。
- (5) D. R. Holeton, *The Evolution of Utraquist Eucharistic Liturgy: A Textual Study*. In: *The Bohemian Reformation and Religious Practice* (Vol.2, 1998), pp.97-126。
- (6) ハプスブルク家の歳入に関して詳しくは、Alfred Kohler, *Ferdinand I.: 1503-1564. Fürst, König und Kaiser* (München, 2003), p.177。
- (7) フス派戦争について詳しくは、Howard Kaminsky, *A history of the Hussite Revolution* (California, 1967)。
- (8) 薩摩秀登著『ブラハの異端者たち: 中世チェコのフス派にみる宗教改革』現代書館, 1998年, 237頁。
- (9) フス派戦争の結果、ボヘミアでは議会から聖職者が追放され、上級貴族（領主）、下級貴族（騎士）、都市代表が身分制議会を構成していた。Václav Bůžek, *From Compromise to Rebellion: Religion and Political Power of the Nobility in the First Century of the Habsburgs' Reign in Bohemia and Moravia*. In: *Journal of Early Modern History* (Vol. 8, No.1/2, 2004), p.32。
- (10) ハプスブルク家とオスマン帝国との戦争に関しては、河野淳著『ハプスブルクとオスマン帝国：歴史を変えた＜政治＞の発明』（講談社, 2010年）を参照。
- (11) J. マツェクは、反乱の失敗が国王都市の政治権力の消失をもたらしたと評している。Josef Macek, *Histoire de la Boheme: des origines a 1918* (Paris, 1984), p.163。
- (12) 聖杯派が支配するブラハ大学「カロリヌム (Carolinum)」に対し、イエズス会大学は「クレメンティヌム (Clementinum)」と称する。
- (13) ブラハ大司教座は、フス派戦争中の1421年にコンラート・ヴィヒタが追放されて以来、百年以上空位のままであった。
- (14) マクシミリアン2世は対オスマン戦争（1566年）に大軍を投入したが、ハンガリーの情勢は好転せず、多額の選挙資金を投じたポーランド王位の獲得にも失敗している。
- (15) ルドルフ2世の治世に関して詳しくは、R. J. W. エヴァンズ著、中野春夫訳『魔術の帝国：ルドルフ2世とその世界』（平凡社, 1988年）を参照。
- (16) イエズス会の教育を受けたフェルディナントは「異端者を統治するより荒野を統治するほうがましだ」と公言したことで知られる。ボヌール『チェコスロヴァキア史』44頁。
- (17) 1617年、北ボヘミアのプロウモフとフロブで、聖杯派の教会と礼拝堂が閉鎖された。P. N. Stearns (ed.), *The Encyclopedia of World History: Ancient, Medieval, and Modern, Chronologically Arranged* (New York, 2001), p.303。
- (18) 1620年の敗北以降を民族文化が抑圧された暗黒時代とする見解は、近年になって見直されている。薩摩『ブラハの異端者たち』, 270頁。
- (19) 16世紀の聖杯派の教会組織については、F. G. Heymann, *The Hussite-Utraquist Church in the Fifteenth and Sixteenth Centuries*. In: *Archiv für Reformationgeschichte*, 52 (1961)。
- (20) David, *Integrity*, p.331。

- 21) コンスタンティノーブルを訪ねて東方正教会と交渉を行うなど、聖杯派は叙階を得るためにあらゆる手段を尽くした。Heymann, Hussite, pp.5-6.
- 22) 信仰義認を掲げるルターに対し、兄弟団は行為義認を重んじていた。Heymann, Impact, pp.113-116.
- 23) David, Integrity, p.330.
- 24) David, Integrity, pp.334-336.
- 25) 兄弟団は、「バーゼル協約」、「クトナー・ホラの協定」の双方において、保障の対象外とされていた。
- 26) R. J. W. Evans/T. V. Thomas (ed.), *Crown, Church and Estates: Central European Politics in the sixteenth and seventeenth centuries* (London, 1991), p.139.
- 27) 1562年以降国王が掌握していた宗派監督の任命権も聖杯派諸身分の権利とされた。薩摩『ブラハの異端者たち』, 256頁。
- 28) ボヘミア連合の君主は選挙で選ばれ、国王はすべての特許状、信仰の自由に関する勅書、連合規約を承認した場合にのみ統治権を委託され、各領邦の諸身分には抵抗権が保証されていた。薩摩『ブラハの異端者たち』, 259-261頁。
- 29) ヤン・ロキツァナは、教皇の承認を得ずに、王国議会によって選出されたブラハ大司教であった（位1435～71年）。Heymann, Hussite, pp.4-6.
- 30) 籤引きでの選出は、使徒の時代の方法に倣ったものである。ジェホシュの指名により、3名の内の最年少者であったマチェイが指導者に就任した。Rudolf Řičan, *The History of the Unity of Brethren: A Protestant Hussite Church in Bohemia and Moravia* (United States, 1992), p.39. Peter Brock, *The Political and Social Doctrines of the Unity of Czech Brethren in the fifteenth and early sixteenth centuries* (Hague, 1957), p.70.
- 31) Craig D. Atwood, *The Theology of the Czech Brethren from Hus to Comenius* (Pennsylvania, 2009), p.193. Brock, *Political*, pp.96-97.
- 32) Atwood, *Theology*, pp.207-208.
- 33) モラヴィアの領主ベルンシュテインは、入植してきた兄弟団に公共の職務や軍事奉仕の免除を認めた。Brock, *Political*, p.97.
- 34) 旧来の戒律を厳守する少数派（旧兄弟団）はその後教団から離脱し、フッター派などの再洗礼派に合流したとされる。Atwood, *Theology*, p.206.
- 35) 戦争への参加は強制的な召集を前提とし、可能な限り戦闘行為を回避すべく詳細なルールが設けられていた。兄弟団はトルコ戦争に従軍する兵士向けのマニュアルまで出版している。Atwood, *Theology*, pp.210-211.
- 36) ドイツ語での説教の禁止は明らかにルター派への弾圧を意図した規制である。David, *Integrity*, pp.205-208.
- 37) 「クラリツェの聖書」は長老ヤン・ブラホスラフが新約聖書をチェコ語訳したもので、1579年に出版された。Brock, *Political and Social*, p.258.
- 38) Brock, *Political and Social*, p.237.
- 39) ルカーシュもバルカン半島を訪ねており、こうした費用はリトミシュル領主コストカが負担していた。Brock, *Political and Social*, pp.141-142.
- 40) フリードリヒの人は、新教同盟の中心人物であり、英国王ジェームズ1世の娘婿でもある彼に、同盟と英国からの支援を期待した戦略的なものであった。Otakar Odložilík, *Bohemian Protestants and the Calvinist Churches*. In: *Church History* (Vol.8 /No.4, 1939), pp.347-349.
- 41) 一種聖餐信徒を管轄した上部宗務局と、二種聖餐信徒を管轄した下部宗務局の名称は、組織の上下関係を意味するものではなく、両派の本拠地の地理的な高低に由来している。
- 42) Bůžek, *From Compromise*, p.37.
- 43) Bůžek, *From Compromise*, pp.33-34.
- 44) David, *Finding*, pp.282-286.
- 45) Atwood, *Theology*, p.213.
- 46) 兄弟団は聖餐式の間のみパンと葡萄酒は聖変化すると考え、ルター派は両対共存説を唱えた。Atwood, *Theology*, pp.158-159.
- 47) David, *Finding*, p.279.